

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

昨年、平成二十七年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかになった。この結果に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されている。

進行する人口減少については、過疎地域でより減少率が大きく、平成二十七年国勢調査における平成二十二年対比で全国の人口は、〇・八％減であったのに対し、過疎地域での人口は七・九％減であった。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は今後一層厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。

よって、政府におかれては、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、次の事項について取り組むことを強く要望する。

一 平成二十七年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成二十二年の改正及び平成二十六年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。

二 過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月二十九日

大分県議会議長 井 上 伸 史

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
総務大臣 高市早苗 殿